

【表紙】

【提出書類】

内部統制報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の4 第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和8年1月19日

【会社名】

株式会社キタック

【英訳名】

KITAC CORPORATION

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 中山正子

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

新潟市中央区新光町10番地2

【縦覧に供する場所】

株式会社キタック 東京支店

(東京都台東区柳橋2丁目14番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長中山正子は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和7年10月20日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社1社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は地質・地盤調査を調査解析する地質調査業務と、企画調査から維持管理までの土木設計業務を一貫して提供する総合建設コンサルタント業務を総合的に行っており、経営管理上売上高が事業活動の成長を計る指標として重視されていることから、事業拠点の重要性を判断する指標として、当社の事業活動の規模及び成果を最も適切に反映する売上高が適切と判断しました。

全社的な内部統制の評価は良好と判断したため、各事業拠点の当連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していく、おおむね3分の2程度に達している事業拠点である株式会社キタック建設コンサルタント事業を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、総合建設コンサルタント事業における生産活動及び販売活動において多額に計上される企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、完成業務収入、完成業務未収入金、契約資産、業務等委託費、業務未払金及び未成業務支出金に至る業務プロセスを評価対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、固定資産の減損会計、税効果会計、業務損失引当金等のプロセスについても、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。